

平成26年度 第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

○日時 : 平成26年5月14日(水) 午後3時00分～5時00分

○場所 : 役場本庁舎 第2会議室

○出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、大塚 節子、塩原 映子、鈴木 優、
竹田 春美、若盛 清美、若盛 正城(8名)

○議事 :

- (1) 平成26年度のスケジュールの確認
- (2) 事業計画(案)の検討
 - ア 計画の策定にあたって
 - イ 子ども・子育てを取り巻く環境
 - ウ 子ども・子育て支援の基本的な考え方 ～基本理念・基本目標の設定～
- (3) 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

○配布資料 :

資料1 子ども・子育て支援事業計画策定業務工程表

資料2 I. 計画策定にあたって

資料3 II. 子ども・子育てを取り巻く環境

資料4 計画の基本理念と基本目標

資料5 松伏町の年齢別児童数の推移(実績と集計)

資料6 量の見込みについて

資料7 子ども・子育て支援新制度に係る基準に関する条例(案)について

参考資料 松伏町第5次総合振興計画(概要版)

1 開会

司会 : 本日は、井委員と小島委員の2名から欠席の連絡をいただいている。ただ今から、第4回(平成26年度第1回)松伏町子ども・子育て支援審議会を開催する。まず、会長に開会のあいさつをお願いしたい。

会長 : 2月の前回会議以来となるので、お久しぶりである。最近色々なことで忙しく、昨日も子ども・子育て支援に関する大事な会議があった。また、5月12日には文部科学省の課長補佐から子ども・子育て支援に係わる今後の制度と現状について説明を受けた。今、国が目指している認定こども園のこと、そして子ども・子育て三法があるが、その中で「公定価格」という言葉が出てきている。簡単に説明すると、この子ども・子育て支援の事業を担当した園や団体に対して、国が市町村を通じて標準的なお金を支給していこうという計画である。それに基づいて、幼稚園、保育園、これから認定こども園になるところに対しては、応分の財政支援をしていく、という考え方である。応分とは、基礎的自治体である松伏町の財政能力に応じて、ということである。国が交付税として出

している比率に応じて、公定価格にプラスしてがんばっている自治体には支援していただける。また、保護者には所得に応じた補償を出してもらえる計画となっている。ここに「すくすくジャパン」というパンフレットがあり、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくためにすべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。」と書いてある。そして、「こんな取組みを進めていきます！」ということで、「幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。」「保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。」「幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。」「子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。」と書かれている。現在、この実現に向けて大きく動き出している。また、4月23日付で、内閣府は「公定価格の仮単価のイメージについて」という資料を公表した。幼稚園が認定こども園になるには基本単価をいくらくらいにするとか、先生の数に合わせて支給するとか、預かり事業をやっているならばそれに対しても支給するとか、ここには色々な試算が出されている。これはあくまでもイメージの資料なのだが、あまり確固とした根拠もなくイメージを出してしまったので、影響が大きくなってしまった。幼稚園については、園長、副園長、教頭は、一人につき440万円支給でき、主幹教諭は一人につき410万円、教諭は340万円であるとのことである。保育所では、所長は440万円、主任保育士は410万円、保育士340万円とのことである。今どき、年間440万円しかもらえない園長や所長ではやっていけない。440万円を12か月で割ると30万円ちょっとだが、そのくらいの金額で園長や所長の任を担うのは考えられない。国の制度に合わせて一生懸命投資をして園の環境を整えても、給料をこれくらいしかもらえないのではやっていけない。こんなことが公表されてしまったので、現在大騒ぎになっている。そうではなくもっときちんとした手当を保証するようにと、私は先週から何回も内閣府に訴えかけている。厚生労働省の方からは、「もう少し考えましょう」という回答があった。5月26日の本会議ではもう少しわかりやすい資料が提示されるので、再考しようということになった。こういう状況なので、園長、先生方の手当てに関していい形になっていけるかなと思っている。これは保護者に対しても同様である。これから幼稚園、保育園、認定こども園に子どもを預けようとしている人たちに対しても、わかりやすいように出す必要がある。いずれにせよ、国では財政的にきちんとした方向に進んでいるということを保護者に対しても提示しようとしている。ただし、そのための条件として、消費税率が8%から10%になる想定でイメージ上の試算を出したという段階である。したがって、これで一喜一憂する必要もないし、8%の消費税から1兆円をいただいて、施設運営支援や保護者への負担軽減を進めていく計画である。国を中心として概ねこのような流れで進んでいる。その延長線上に市町村のニーズ調査があり、

地域子ども・子育て支援事業計画を作ることになっている。この審議会の役割は、アンケート結果の内容を把握し、後期行動計画に沿った事業計画を出していくことである。その具体的な打ち合わせが、今日が第1回目となるこの会議である。今までいただいたご意見をもとにして計画をこれから作り上げていくという流れを理解していただきたい。この後、何回かの会議を経て、パブリックコメントを実施することによって、この会議で話し合われたことを地域に還元してご意見をいただくことになる。その結果をもって修正等を加え、この審議会で再度検討した後に正式な計画書として作成し、町から県に報告するという流れになる。今年の9月くらいまでに何回かの審議会を開催し、共通認識の元で内容をまとめていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

2 議事

(1)平成26年度のスケジュールの確認

司会 : それでは、以後の進行を会長にお願いしたい。

会長 : それでは、平成26年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局説明】(資料1に基づき平成26年度スケジュールを説明)

- ・今回の会議では「2 子ども・子育てを取り巻く環境」までを議題として取り上げる。
- ・計画案を9月末までに作成し、町長へ答申する。
- ・第2回審議会は6月下旬、第3回審議会は8月上旬、第4回審議会は9月下旬に開催する予定である。それまでにある程度計画案を策定する。その後、パブリックコメントを実施し、11月下旬くらいに開催する第5回審議会ではパブリックコメントに対する対応を調整する。次の年の1月くらいに最終的に確定していかどうか決定する。その後、町長から県に対して計画書を上げることになっている。

会長 : このスケジュール表にある順序で進めることは全国一律である。いずれにしても、この表でいうと4、5、6番が取り組まなければならない必須事項となっている。9月までにはまとめていかないとその後の予定がずれてしまうので、きちんと審議を尽くした上での答申になるよう努めなければならない。盛り込む内容には「任意」と「必須」がある。「任意」はその地域の状況に応じて対応してもかまわないということ。基準には、従うべき基準と参酌基準がある。従うべき基準は必ずその内容をやらなければならない。参酌基準は地域の実情に応じて独自の内容を定めることも可能である。よろしければ、次の議題に進みたい。

(2)事業計画(案)の検討

【事務局説明】(資料2に基づき説明)

- ・資料2「Ⅰ.計画の策定にあたって」は、計画書の前半部分に該当する。
- ・概要を説明。
 1. 策定の趣旨
 2. 計画の位置づけ
 3. 計画の対象
 4. 計画の期間
 5. 策定体制

会長 : では、資料3も引き続き説明していただきたい。

【事務局説明】(資料3に基づき説明)

- ・資料3「Ⅱ.子ども・子育てを取り巻く環境」の概要を説明。
- ・(P. 6) 合計特殊出生率は、全国では上昇しているにもかかわらず、町では平成24年度1.10となっており、平成22、23年度よりも低下している。
- ・(P. 9) 既婚女性の就業率の動向について、40歳未満の年齢層で就業率が平成17年から平成22年にかけて上昇している。合計特殊出生率の動向と関連している可能性も考えられる。

会長 : 今日のニュースで、総務省から50年後も1億人の人口を維持しようという目標が発表されたと伝えられていた。このままでいくと、50年後の日本の人口は現在の約半分になってしまうそうである。1億人という目標を立てたのは重要なことであるが、人口減少していくことはこれまでもわかっていたにもかかわらず政治家は何もしてこなかった。数字さえ出すことができなかった。出生率がわかれば将来の人口を算出することは可能である。算出された将来人口は、全国の多くの市町村で減少することが既にわかっている。よほど大きな開発やマンション建設などがあれば、一時的に人口は急上昇するが、そうでない所ではほとんどが減少してしまう。また、女性が働くことが当たり前の風潮になってしまった。「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」というように、元々は家で子どもを育てることが美德であった。人口減少は日本のみならず他の国でもみられることだが、ドイツやフランスなどのように、国として頑張っているところもある。しかし、日本は手をこまねいて何もしてこなかった。そして、人を育てることよりも経済的に裕福になる方を優先してしまった結果がこうである。子どもを0～2歳の頃は丁寧に育てていこうという風潮が少なくなってしまった。だからこそ「働くことが当たり前、家にいることは恥ずかしい」という最近の考え方はとんでもないことだと個人的には思っており、制度としても何とかしなければならぬと切実に感じている。資料P. 9の既婚女性の就業率の動向をみると、一番働き盛りの年齢だからこそ、働きに出てお金を稼ごうという風潮になってしまっているものと思われる。ニーズ調査結果等も含め、こうした事実を頭に入れながら、計画の方向性を考えていただきたい。

【事務局説明】(資料3に基づき説明)

- ・(P. 11) 保育所の児童数と学童保育の児童数について説明。町の乳幼児数は減少しているが、保育所と学童保育の児童数は増加の傾向にある。

会長 : 中核都市や大都市では待機児童が問題となっているが、松伏町では待機児童はいない。待機児童の解消は子育て支援の課題として必ずあげられているが、全国的にみてどの市町村でも共通する課題であるわけではない。しかし、政府は待機児童を解消するためには子どもを預かれる施設を整備しなければならないとしている。ただし、そのことによる弊害も出てきている。まず、庭のない施設も保育所として認可されてしまっていることがあげられる。次に、保育士がいないのに施設を作ってしまうこともある。このような場合、臨時採用で保育士の員数合わせだけを行い、中身が伴っていないことが多い。その点によりやく気付いてきた保護者達が、もっと質の高い施設を求めるようになってきた。松伏町ではそのあたりの質の高さは確保されているので、高く評価しても良いのではないかと思われる。放課後児童クラブは、地域子ども・子育て支援事業の13事業のうちの一つで、平成27年度以降は市町村に設置義務がある。大体小学校3年生までが対象であるが、可能な場合は小学校高学年まで受け入れることもある。小学校低学年の場合、学校が終わっても保護者がいない家庭では自分で生活を整えられないので、保護者が帰ってくるまでの時間を放課後児童クラブで専任指導員の元で過ごすことになる。専任指導員の設置も市町村の義務となる。無免許でやっている所もあるが、それは何かあっても責任がとれないので、違反行為になる。松伏町では養成プログラムを作成して指導員を養成し、配置する必要がある。待機児童を数字上0にすることだけではなく、責任をもって専門の指導者のもとで子どもたちの育ちを支援し、守っていかなければならない。

【事務局説明】(資料3に基づき説明)

- ・(P. 12～14) 次世代育成支援行動計画の評価を掲載している。
- ・(P. 14) 次世代育成支援行動計画の総合的な評価をまとめている。ご意見をうかがいたい。

会長 : P. 14の一番下「教育と保育の一体的な運営の観点からは、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、小学校その他関連機関を含めた一層の連携強化が望まれる」と書いてあるが、国でも内閣府、厚生労働省、文部科学省の3府省が関与していて、今回の政策は少子政策課が担当である。文部科学省の初等中等教育局の幼児教育課からは、「子ども・子育て支援新制度について」という通知文がきている。これは教育委員会を通して幼稚園、保育園にもいっていると思われる。また、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」という通知文が3府省の名前できている。そこでは、市町村は私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を支援すると同時に、新制度が立ち上がるにあたって、認定こども園、幼稚園、保育所に行政として積極的に関わっていけるような体制づくりをするように書かれている。松伏町にも保幼小連絡協議会があるが、就学前の施設と小学校が連携して小学校へ円滑に進んでいけるように行政も責任を持って体制づくりを整備している。今回の計画は厚生労

働省が中心となって進めてきたが、内閣府と文部科学省も同じように関わってきているので、国もこの制度に力を入れているあらわれとなっている。子どものための制度は単一な環境だけではなく、地域で行政もあげてやっていくことになっていることをご承知おきいただきたい。

【事務局説明】（資料3に基づき説明）

- ・（P. 15～19）アンケート調査結果の抜粋となる。
- ・（P. 20～23）子ども・子育て支援の課題を抽出した。項目ごとに、問題点に対して課題をまとめている。修正すべき点があればご指摘いただきたい。

会長：保護者のニーズというときれいに聞こえるが、要するにアンケートに回答した保護者にとって「あったらいいな」という要望が出てきている。必ずなくてはならない、というわけではないことを認識しておいてほしい。課題については、もう一度事務局に振り返っていただきたい。

【事務局説明】（資料3のP. 20～23に基づき説明）

1) 孤立しがちな親子に対する支援、2) 働く母親とその子どもへの支援、3) 保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応、4) 子育て支援拠点事業の充実、5) 土曜・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応、6) 病児・病後児保育のニーズへの対応、7) 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応、8) 職場での子育て両立支援、9) 学童クラブ等の就学児向け保育事業の充実、10) 安全の確保や公園の整備、の項目における課題案を説明。

会長：次に、議事（2）のウ. 子ども・子育て支援の基本的な考え方～基本理念・基本目標の設定～について、事務局から説明していただきたい。

【事務局説明】（資料4に基づき説明）

- ・基本理念：「松伏町第5次総合振興計画」を受けて、本計画の基本理念は「子どもいきいき、家族にここに、みんなが育つ、地域づくり」を案として提示する。
- ・基本目標：基本目標案として次の3つを提案する。「基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち」、「基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち」、「基本目標3 みんなが子どものつつむまち」。

会長：松伏町では「松伏町第5次総合振興計画」が作られていて、その中の大きな目標としてテーマが掲げられている。行政が大局的にまちとして必要だと考える大きな計画が総合振興計画である。本審議会で検討しているのは、その未来に向けての大きな計画の内容に沿った事業計画ということになる。松伏町の第5次総合振興計画でもそうだが、ほかの市町村の計画でも、子育ての第一義的責任を負うのは親であり、親が安心して子どもを育てられるまちづくりの環境整備をしなければならない、としている。そこに提示された言葉は情緒的な表現で、それゆえに抽象的だが、その情緒的な言葉を具体的に実現するために、それぞれの市町村やそれぞれの審議会が具体的な事業を計画している、ということになっている。松伏町の目標は非常にきれいな表現であるが、具体的に「い

きいき」とはどういうことか、皆に論議してもらいたい。私はいつもこういう時には、皆に議論してもらおうのだが、完璧な答えはない。たとえば「いきいき」という表現についても十人十色のイメージがある。それぞれ抱えてきた経験、価値観によって考え方が違うのは当たり前である。だから審議会が必要なのである。皆の意見を出し合って、言葉から一つの方向性を決めていく、ということが審議会の役割である。みんなが持つ「いきいき」への考え方が違っていてもいい。しかし、具体的に子ども・子育て支援のために何をやっていくかということはこの審議会の場で詰めていく作業が出てくるであろう。「にこにこ」子どもを育てるにはどうしたらよいか。たとえば、お金の支援が必要という人もいれば、道路や公園が必要という人もいるかもしれない、商店街、プールがあった方がいいという意見もあったり、皆が自由に意見を述べればよいと思う。それぞれがにこにこできる環境を整備してあげることが大切である。ただ、その中で何が本当に必要なのかということ、この審議会で考えていただきたい。「みんなが子どもをつつむまち」は、大人が子どもをつつんであげるイメージである。大人として何ができるのかということである。基本目標の1～3はどれもリンクしている。家族という言い方もあるし、大人、男性、女性、動物たちなど自然界であるかもしれない。そういう幅広いイメージを出し合って、いくつか選ぶことができれば、と考える。

(3) 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

会長 : それでは、議事(3)について、事務局から説明していただきたい。

【事務局説明】(資料5、6に基づき説明)

- ・資料5は、今後の保育施設等を算出するにあたって必要とする児童数の推計を出したものである。
- ・資料6はアンケート調査結果をもとにニーズ量を算出したものである。実際にこのニーズの通りに確保していくかどうかということ、今後の会議において検討していただきたい。

会長 : 読み方についてももう少し説明を加えていただきたい。

事務局 : 【1～3号認定、延長保育】について、1号認定子どもは、満3歳以上の学校教育のみの就学前で保育の必要性がない子どもなので、幼稚園に通う子どもとなる。2号認定子どもは、満3歳以上で、保護者が働いているので保育を必要とする就学前子ども、保育所に通う子どもである。3号認定子どもは、満3歳未満の保育を必要とする就学前子どもである。2号認定子どもの教育ニーズとは、保護者は長時間働いているがあえて幼稚園に預けたいということの意味しており、平成25年度の実績では51人であった。

会長 : 平成27年度から31年度の量の見込みは、ニーズ調査結果から出た希望をもとにした数値である。将来的には減少していくようだ。

事務局 : 人口が減少していくので、どうしてもニーズ量も減少していくことになる。実

績とニーズはかけ離れていても仕方ないところがある。

会長 : 幼稚園は今後の減少は避けられないと思われ、深刻な状況にある。保育所も地域によって格差が歴然と出てしまう。そういったこともあって、児童の奪い合いにならないように国が公定価格の仮単価のイメージを提示した。質のいい保育、教育をして子どもを丁寧に育てていこうということではなく、子どもの数の奪い合いになる恐れもある。保育所もこれからは直接契約になっていくので、ぼーっとしていると通ってくる子どもがいなくなってしまう。投資した分の財政が賄えなくなってしまう、何でもかんでも場当たりの懸念が生じる。子どもを多く確保するために保護者のニーズばかりを重視すると、見栄えばかり良くなる危険性もある。経営面の奪い合いが生じないよう最低保証はしていこう、ということで公定価格のイメージが提示された。

事務局 : 【一時預かり】について、幼稚園の在園児対象の1号認定は、幼稚園に在園していて、かつ保護者が働いている日数が少なく、毎日でなく何度か預けたいという人が該当する。また、2号認定は就労時間は長時間だが、日常的には親族に預けられる、しかしながら親族に預けられない時には一時預かり事業を利用したいというニーズがある。上記以外が9,878人という数値だが、実績値とはかなり大きな差が出てしまっている。根拠は資料3のP.22のデータなので、不定期の短時間利用意向が強く出ている。

会長 : 調査の結果なので謙虚に受け止めるが、深読みをする必要はない。

事務局 : 必ずやらなければならないということではない。

会長 : 潜在的なニーズなので、あくまでもあったらいいなという願望である。

大塚委員 : 親子サポートぼっぼでは、自主事業として、月に2回、一時預かりを4時間行っている。利用の2か月前に申込み、利用希望者に面談して妥当な理由があることを把握してから受け入れている。利用料が無料ということもあって、すぐに満員になってしまう。5月いっぱい打ち切りとなる事業だが、今後、自主事業としてまたできればいいなと思っている。松伏町でも人数が少ないなりにニーズは多い。

会長 : この事業には行政から補助金が出ているのだろうか。

大塚委員 : 自主事業なので行政からの補助金はない。

会長 : 行政からの補助は一切ないのだろうか。

大塚委員 : 子育て支援センターとファミリー・サポート・センターは行政から委託を受けている事業である。

会長 : 一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業の13事業の一つであり、市町村の財政の中で可能な限り対応していくことが義務付けられている。こういうニーズがあるということで報告を受けた。議事(1)～(3)について、今後どうしていくという構想があるならば、お聞かせいただきたい。本日の会議はどこまでやる予定であろうか。

事務局 : 事業計画(案)の検討のうち、「ア 計画の策定にあたって」はスケジュールの

中の「1 計画策定にあたって」が該当し、「イ 子ども・子育てを取り巻く環境」は「2 子ども・子育てを取り巻く環境」が該当する。この部分については、本日の会議においてある程度内容を固めたい。「ウ 子ども・子育て支援の基本的な考え方 ～基本理念・基本目標の設定～」については、本日説明をしたが、次回の審議会でもう少し議論していただきたい。

会長 : 本日は、事務局の説明をうかがうだけでよいのだろうか。

事務局 : 基本的に、今説明した内容が計画の中にのることになる。資料2、3のうち調査結果に関しては内容を変更することはできないが、それに対する課題については本日検討していただき、ある程度ここで決めていただきたい。必ずここで決めなければならないわけではないが、これを元に次の作業につながっていくので、できれば本日固めていただきたい。そこで、資料3のP. 20～P. 23の矢印の先の文章について、特にご意見をうかがいたい。

会長 : それでは、資料3のP. 20に戻って、子ども・子育て支援の課題について、各委員のお考えや工夫の仕方、アイデア等をいただきたい。

事務局 : 現場の視点から、この課題認識でよいか、または、この課題案で十分かどうかということも検討し、ご意見をいただきたい。まず、「1)孤立しがちな親子に対する支援」についてはいかがであろうか。

石井委員 : サポートを充実しても、自らそういった場所に出向いてくる家庭であれば心配ないのだが、孤立する家庭は自ら来ないことが多い。そういった家庭にはこちらから行かないといけない場合が多いが、行ったとしても親にシャットアウトされてしまうこともある。

会長 : 家庭訪問をして親の話を聞いてあげるとか、そういうことが必要であろう。市町村によってはそういう事業に取り組んでいる自治体もある。

事務局 : 現状では、乳幼児健診等に来ない家庭があれば、保健師が訪問している。しかし、今の話はもっと深刻である場合のようにも思える。

会長 : それも一つの解決方法なので、入れておいていいと思われる。

事務局 : こういうものに加えて、訪問事業のようなものがあればいいということ。

大塚委員 : 子育て支援センターは、幼稚園、保育所に入所する前の親子の利用が多いので、「子育て支援センターなどを活用する」などの文言を入れていただいてもいいと思う。子育て支援センターがあるよ、と言ってあげるだけでもいい。

若盛(清)委員 : 訪問してもドアを開けてくれない家庭もある。このような場合には近所の人たちからの情報を得ることも対応策のひとつとして考えられる。たとえば地域の人たちからの情報を集める機関を置き、「気になることがあれば、ここにご連絡ください」と案内するなど、そういう場所があればもっとネットワークが張れると思われる。そして情報を得て、子育て家庭に訪問していくということにもつながる。

会長 : 民生委員・児童委員もそういう役割を果たしている。

若盛(清)委員 : 委員として訪問すると構えられてしまって、態度が硬くなってしまうこ

ともありうる。しかし、近所の人からであればもっと気軽に実態としての情報が得やすいと思われる。これからの子育て支援は、地域と一緒にやっていくということがとても大事である。

大塚委員：口コミによる情報はとても重要である。子育て支援センターも開設当初の最初の利用者がほかの親子を誘ってくれたり、センターの利便性を周囲に広げてくれた。

若盛（清）委員：民生委員・児童委員の方たちの役割も大事であるが、お母さん同士、お隣同士の立ち話的な情報が重要な役割を果たすと考えられる。

大塚委員：子どもが遊んでいる間に、保護者があまり構えることなく子育て相談できるような場所があればよいと思う。

事務局：今まで出されたご意見は主に対応策に係る話だと思われる。その前段としての課題に関するご意見があればいただきたい。

若盛（清）委員：資料3のP. 20の1)の課題に関する部分は、「気軽に利用できるサポート…」の前に「地域と連携して」という文言を挿入したらどうか。あとの文言はこのままでよろしいかと思う。

会長：ほかにご意見なければ、「2) 働く母親とその子どもへの支援」の項に移りたい。「就労する母親の増加に対応して、保育サービスの充実を図る必要があるのではないか」とあるが。

事務局：少しわかりづらいかもしれない。皆さんが違和感を抱くのは「サービス」という言葉ではないだろうか。

会長：「保育サービス」という言葉は、保護者にとっては「子どもをちゃんとみてもらえる」ということだと思うが、これは“施設”のことを指しているのか、“お金”のことを指しているのか。それとも子どもをみてる“人”なのか。

若盛（清）委員：「保育サービス」という言葉は何年か前に国が言い出した言葉なのだが、保育サービスを親が求めるものすべてに答えることと勘違いしてしまった保育所関係者もいる。今も「保育サービス」という言葉は使われているが、以前よりも使われなくなった。

事務局：「保育サービス」といえば、やはり保育所とか幼稚園教育とかになるだろうか。

会長：その通りで、間接的なことである。直接保護者が満足できることではなくて、外側から支援をしていくということがサービスなのである。日本人は「サービス」という言葉を「プレゼント」の同義語としてとらえる傾向がある。

大塚委員：高齢者の介護サービスの場合は、居宅サービスや施設サービスなどあるが、高齢者の介護に関することと受け止められるようになった。

若盛（清）委員：しかし、利用者にとっては求めるものすべてを含むかのように間違えて理解されていることが多い。

会長：「保育サービス」という言葉は、人によってとらえ方が違うので、あまり使わないようにしたい。「受け入れ環境の充実」という文言ではいかがだろうか。

大塚委員：環境だけではない。全体にかかる言葉だと思う。

会長 : 「施設環境の充実」ではいかがだろうか。

若盛(清) 委員 : 施設という言葉を入れてしまうと具体的になってしまう。

コンサルタント : 「支援」とは手だての総体のことを指していて、どのような機能であるかが重要なのだと思う。現在、一時預かりは登録制で、延長保育は毎日はやっていないなど、機能が限定されている。家庭の状況や環境が昔とは変化して多様になり、子育て家庭のニーズも多様になってきている中、どういう機能を提供して、どこまでの範囲をサポートするのかという問題が出てきた。松伏町では親子サポートぽっぽさんのようなサービスもあり、そういったところも活用しながらどのあたりまでやっていきたいかといった課題認識や対応方針、希望などを聞かせていただき、課題を受けての方針をまとめていきたい。

会長 : 施設利用とか情報の提供になるのかな。保育を必要とする子どもの増加に対してはどうか。

事務局 : 増やすのか減らすのかという選択肢がある中で、松伏町は「増やす」ということを言えればいいと思う。そうすると、2)に記載する文言は「保育施設の充実」になる。時間に関することは、3)保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応で書かれている。2)では働く母親が増えて、保育を必要とする子どもも増えるから保育施設を充実したいということに言及したい。

会長 : 「受け入れ施設の充実」にしておいた方がいいと思われる。

大塚委員 : 松伏町は現在でも受け入れ施設は充実している。

事務局 : 他市町と比較すればそのように言えるだろう。しかし、保育を必要とする子どもが今後ますます増加すると予測されるので、さらに充実させなければならぬ。働く母親の中には週4日以上働く人だけではなく、週1回、2回働くという保育所ニーズに入っていない働き方をしている人もいる。そういった人も受け入れられるような体制の整備を進めたい。

若盛(清) 委員 : 今の就労の形態の多様化ということでいえば、次のところでの対応となってくる。子どもが3~4歳になったら働きたいという人がまだまだいるということがアンケート結果からわかる。それならば「保育施設の充実」ということでいかがであろうか。保育所をどんどん増やすということもあるが、施設の中の充実や施設の受け入れ人数の拡大ということでも充実は図っていける。もう一つ園を増やそうということでもできる。「2)働く母親とその子どもへの支援」と「3)保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応」と分かれているが、この2つが合わさればサービスの充実につながる。でも、あえて分けてあるので、2)では施設の充実のことに限定してもよいのではないだろうか。

事務局 : 保育所もあり、幼稚園もあるので、それも合わせて受け入れ施設になるのか。

大塚委員 : 施設内の充実については盛り込んだ方がいいのだろうか。

事務局 : 現在認定こども園でない所も今後認定こども園になることも考えて、「施設自体の充実」でどうか。

若盛（清）委員：この「保育」というのは、保育所だけではなく、幼稚園も入るといふことで考えていく。

大塚委員：「受け入れ施設の充実」といふことになるのではないか。

事務局：「3）保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応」は今の関連なので、このままでもよいのではないだろうか。また「4）子育て支援拠点事業の充実」についても、今でも一定の評価を得ているので、もっと利用者にとって利用しやすい支援内容を充実すべきではないか、といふことで、このままでもよいのではないか。

会長：4）の中では、「土曜・日曜も開放して欲しい」といふ意見が10件出ている。これは、「5）土曜・日曜、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応」とも連携してくる。

事務局：3）と5）は似ている。逆でもいいと思われる。幼稚園の長期休暇中の保育ニーズが入るだけなので。

会長：3）は時間に関するだけで、5）はそこに土曜・休日と長期休暇中の保育ニーズが入る。

事務局：3）と5）は合わせてもいいのではないだろうか。

事務局：3）は延長保育のことをいっているので、やや違っている。

会長：3）は幼稚園、保育園に通っていることが前提にあつての時間の希望で、5）はもっと広い範囲の希望となる。また保育園に通っている人が土曜・休日の希望を出しているということもある。幼稚園に通っている人は、長期休暇の時にどうするかといふことで希望が出ている。

事務局：5）は保育園、幼稚園問わず、休日に利用したいかどうかをたずねている。

コンサルタント：土曜日でも平日と同じように保育してもらいたいといふ意見もある。また、平日が休みで土曜・日曜が出勤という職種も増えている。そこにどこまで対応するかが問題である。

事務局：この部分に関してはこのままの形でよいだろうか。これ以上の記載は難しい。

会長：ニーズ調査結果は親の考えるサービスの満足度が出ているので、本質的なところは異なっていると思う。したがって、「検討する必要がある」くらいの表現しかないのではないか。また、幼稚園の長期休暇は文部科学省に関連しているので、小中学校ともリンクしている。したがって、これを変えるのは難しい。教育の観点から長期休暇を必要としているので、この前提を崩すのは難しい。

若盛（清）委員：3）～5）については、このままの表現でよいと思う。

事務局：「6）病児・病後児保育へのニーズへの対応」についての課題は、他の項目と比較して書き方がやや異質に見えるが、これはこれまでの審議会における議論を踏まえての書き方になっているためであると思う。

会長：「検討する必要がある」くらいの表現で留めておいた方がいい。実施している自治体もある。

大塚委員：近隣市町の中では、草加市でNPOが実施している。

会長 : 横浜市でも実施している。応分の加算を支給している。

若盛(清)委員 : 「支援スタンスを明確化すべきではないか」という表現は削除し、「支援を検討をすべきではないか」等の表現にする方がいい。また、例として「事例をパターン化し・・・」とあげられているが、病気のことに對してパターン化することはできないと思う。

会長 : やるとなれば、実際に小児科医に来てもらってスタッフを指導してもらわないとできない。

若盛(清)委員 : この(例)の部分は削っておいた方がいいと思われる。

事務局 : 6)については、いただいたご意見を踏まえて、表現を変更する。「7)不定期の教育・保育事業(一時預かり等)のニーズへの対応」について、あらかじめ預けたい旨を連絡してくる人もいれば、実際のケースでは急に預けたいという人もいる。しかし、すべてのケースに対応することはできない。

若盛(清)委員 : しかしながら、今後はこういうことにも対応していく必要がある。

事務局 : そのサービスの問題もある。サービスを無料で実施するのかということも含めて考えないといけない。

大塚委員 : 無料だと気軽に考えてしまう人もいるので、ワンコインでもいいから有料にした方がいい。

事務局 : それを考えると「サービスの充実を図る必要がある」まで言ってしまうと厳しい。「検討する必要がある」くらいにしておいた方がいい。先ほどの議論にも出たが、「サービス」という表現はやめた方がいい。

若盛(清)委員 : 「保育ニーズの充実を図る必要がある」という表現はいかがだろうか。

事務局 : では、元の文章から「に対応できるサービスの充実」を削除する。

会長 : 「8)職場での子育て両立支援」についてはいかがだろうか。

大塚委員 : このままでいいのではないだろうか。

会長 : テレビでさいたま市のイクメン事業を紹介していた。全国で40以上の市町村が父親の子育て支援のための事業を実施している。

竹田委員 : 母子手帳はどこでもあるが、さいたま市は父子手帳も発行しているそうである。たとえば、うどんの食べさせ方なども載っているようである。

会長 : お母さんのためのリラクスマッサージのやり方なども載っているとのことである。母親だけが子育てをしていくということではないことを発信していく必要がある。

事務局 : 8)については、このままでよいだろうか。

会長 : このままでよい。次に、「9)学童クラブ等の就学児向け保育事業の充実」であるが、これもこのままでよいのではないだろうか。

事務局 : 幼稚園の一時預かりを利用していた子が、就学したら行く場がなくなってしまう。

会長 : ここは「学童クラブの運用形態の改善」ということでいいと思う。

3 その他

事務局 : 資料7について説明したい。子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、町で基準を定めることとなっている。その基準に関してのご意見をいただきたい。資料7の別紙として意見記入用紙を添付しているので、そちらを使用して提出していただきたい。国の定める基準通りにするつもりだが、6月10日までに意見をいただければ、条例を作成する場合の参考といたしたい。

会長 : 子ども・子育て支援新制度を導入するにあたり、町独自の条例をつくらなければならない。実現の可否は別として条例に入れてほしいことがあれば意見を出していただき、その上で検討してもらえと思う。資料7には必ず目を通して、わからない点は事務局に問い合わせていただきたい。町の人口、財政規模等を勘案し、可能なものを提案できれば前向きな取り組みができると思う。

事務局 : 次回審議会の日程については、6月中旬か下旬に開催予定であるが、ご都合はいかがか。

会長 : 6月19日ならば大丈夫である。それから、本日の審議会は前年度から引き続いて第4回となっているが、平成26年度として第1回から数えたらいかがだろうか。

事務局 : それでは、次回の審議会は、「平成26年度第2回松伏町子ども・子育て支援審議会」として、6月19日の15:00から開催する。

5 閉会

事務局 : 閉会にあたって副会長からごあいさつ願いたい。

副会長 : 本日、後半からの出席であったが、一つ一つの議題を皆さんに丁寧に議論していただいたことに感謝する。今後ともよろしく願いたい。